

「安心・安全な買い物環境整備事業費補助金」

の申請を受け付けています

「安心・安全な買い物環境整備事業費補助金」とは？

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内商店街等において、来訪者が商店街内で「安心・安全」な買い物や飲食等ができる環境を整備するために、商店街等又は商店街内の事業者が主体となって取り組む設備導入等に必要な経費を支援します。

補助対象者

①商店街等

原則、別表に記載している120の商店街等組織を指します。

②商店街内の事業者

商店街等のエリア内に所在する店舗等で事業を実施する中小企業者等

補助対象事業

…以下の①～⑤のどれかに該当する事業が対象です。（複数も可）

- ①密集回避（席数減工事等）
- ②密閉回避（高機能換気設備導入等）
- ③密接回避（パーテーション設置等）
- ④店舗等設備への接触機会低減（自動ドア導入等）
- ⑤衛生改善（抗菌・抗ウイルスコーティング等）

補助対象経費

…「消費税及び地方消費税」は補助対象外です。

- 事業実施に直接必要な改修等の工事費
- 事業実施に直接必要な備品・機械装置等購入費
（※補助対象経費総額（税抜）の4分の1以内）
- その他の経費（知事が特に必要と認める経費）

補助限度額・補助率

補助限度額	①商店街等	<u>下限100万円～上限1,000万円</u>
	②商店街内の事業者	<u>下限100万円～上限500万円</u>
補助率	3/4以内	

【提出先】〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部 経営支援課

安心・安全な買い物環境整備事業費補助金窓口 宛て

【提出方法】郵送のみ

【募集期間】令和2年10月26日（月）～ 令和2年12月18日（金）

※予算の上限額に達した場合は、申請受付を終了致します

【お問い合わせ先】長崎県産業労働部 経営支援課 095-895-2653